

貸出増加支援資金供給等の新規実行分の扱いの決定に関する件（3月18・19日）

本委員会は、令和6年3月18・19日の金融政策決定会合において、貸出増加支援資金供給等の新規実行分の扱いについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

貸出増加を支援するための資金供給、被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション、気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションについては、貸付利率を0.1%、貸付期間を1年として実施する。貸出増加を支援するための資金供給については、貸出増加額と同額までの資金供給が受けられる仕組みとする。